

情報ひろば 4月



高齢社会課からのお知らせ

【老人クラブへの助成】

容 高齢者自身の生きがいを高めるため、ボランティアなどの支え合い活動や健康づくりを行う老人クラブの活動費を一部助成 条 概ね60歳以上の会員30人以上で組織されていること

【高齢者への配食サービス】

容 栄養バランスに配慮した昼食の提供(週3回まで) 対 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、心身障がい、虚弱などのため調理が困難な人 ※提供が必要か否かを判断するため、身体状況などを調査します。

料 1食500円(米飯含む) ※米飯なしは4500円

【高齢者への日常生活用具購入費助成】

容 認知症などで火の管理に不安のある高齢者に対し、安全に日常生活を送るための生活用具の購入費の助成

対 対象要件：おおむね65歳以上の

ひとり暮らし高齢者などで、認知症または身体機能の低下により防火への配慮が必要な、市民税非課税の世帯
▽対象品目：電磁調理器・自動消火器
※品目により数量の制限があります。
額 購入額の10分の9の助成 ※品目により購入額の制限があります。

問 駅南庁舎高齢社会課
0857-20-34453

各総合支所市民福祉課(14ページ)

高齢者・障がい者住宅改修費助成

容 手すり取り付け、段差解消、滑り防止のための床材変更、引き戸、便器の取り替えなど ※新築・増築の場合は対象外 対 介護保険要介護認定者や身体障害者手帳1・2級所持者などで本人および同一住所を有する人全員が市民税非課税の人 額 対象工事費のうち20万円までは3分の2、20万円超〜80万円までは2分の1(上限43万3千円) ※介護保険住宅改修費の給付(上限18万円)が優先
※工事着手前に申請が必要

問 駅南庁舎高齢社会課
0857-20-34453

駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-34474

各総合支所市民福祉課(14ページ)

認知症家族の集い

毎月第2金曜日開催

時 4月12日(金) 10:00〜12:00

所 ささづか会館(富安二丁目)
容 介護問題、家族・本人の悩みなどを話し合う、情報交換、不安解消などの場。 料 無料

問 鳥取中央地域包括支援センター
0857-20-34456

障がい福祉課からのお知らせ

【障がい者(児)日常生活用具給付事業】
重度の障がいのある人などに給付している日常生活用具の給付品目などの見直しを行いました。なお、障がいの程度などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▽シャワーキャリー、人工内耳用電池などの追加
▽歩行時間延長信号機用小型送信機のデジタル化対応など

【重度障がい者(児)タクシー利用助成】

平成25年度の重度障がい者(児)タクシー利用券(緑色)を交付します。利用券(初乗り運賃相当分)は、月当たり4枚、申請月から平成26年3月までの月数に応じた枚数をお渡しします(4月に申請の場合は、4枚×12カ月=48枚)なお、平成24年度の利用券(桃色)は、4月以降は利用できません。

対 身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者で、4月時点で平成23年所得に係る所得税が非課税で、かつ、平成24年度の個人市民税が非課税の人
※平成25年7月以降に新たに要件に該当となる場合はご相談ください。

問 駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-34474
各総合支所市民福祉課(14ページ)

【障害福祉サービス(の拡充)】
平成25年4月から、難病などの人も障害福祉サービスの対象となります。対象となる人は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、支給決定を受けることで障害福祉サービスなどの受給が可能となります。

対 対象疾患(左記参照)による障がいのある人
▽治療法が確立していない疾病やその他の特殊の疾病であって政令で定めるもの(130疾患)

問 駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-34475

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」日帰り研修

時 4月10日(水) 10:00〜15:00(集合時間9:50) 所 ささづか会館玄関前集合(富安二丁目) 対 家族介護者または介護に関心のある人 容 日帰り研修(鹿野城跡の花見、宝温泉館など) 料 1500円(入館料、食事代など) 要 4月5日(金)まで
問 スマイル・スマイル事務局
0857-20-34456

児童家庭課からのお知らせ

【ひとり親家庭児童の入学支度金】

対 ひとり親家庭で平成25年4月に小・中学校に入学する児童のいる、所得税(平成23年中) 非課税世帯(生活保護世帯は対象外) 額 1万円/児童1人 受 4月9日(火)〜26日(金) 持 印鑑、保護者名義の銀行預金通帳(銀行名・支店名・口座番号のわかるもの)

①児童扶養手当を受給している人
「児童扶養手当証書」を持参

②母または父の死亡により遺族年金を受けている人
「遺族年金証書」を持参

③上記①、②以外は戸籍謄本を持参

※①、②の場合、戸籍謄本は不要。

【高等技能訓練促進費事業(対象が父子家庭の父へ拡大)】

容 ひとり親家庭の母または父が資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため手当を支給するもの。 ※養成機関での修業開始前にご相談ください。 《対象資格》 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など 《支給対象期間》 修業全期間(上限2年) 対 母子家庭の母、父子家庭の父 額 月額10万円(住民税非課税世帯は月額7万5千円)

なお、この他にも証明書が必要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

問 高等技能訓練促進費事業(対象が父子家庭の父へ拡大)
0857-20-34465

お知らせ

鳥取市青年団体活動補助金

容 仲間づくりや自己および相互の向上を図り、また住みよい地域づくりのための事業を実施する青年団体への支援 要 4月30日(火)まで
※応募団体が定数に満たない場合などは随時受け付けし、先着順とします。

※補助対象団体、対象事業など、詳しくは市ホームページに掲載し、申請書などはダウンロードできます。

問 第二庁舎生涯学習課
0857-20-34465

歩みつ会4月例会

時 4月14日(日) 8:00〜14:00 所 鳥取駅バスターミナル(集合)〜(バス)中河原〜山崎〜荒舟〜上土地(バス)〜鳥取駅バスターミナル(解散) 歩行距離約4.0km 料 12500円
※弁当や水筒、雨具は各自で用意ください。

問 歩みつ会事務局
0857-28-32855

固定資産税について

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期 間 4月1日(月)〜5月31日(金)

平成25年1月1日現在で所有する資産の評価額が適正かどうかを、周辺の資産と比較することにより確認することができます。

縦覧できる人	縦覧できる帳簿
市内の土地の納税者	土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地目、地積、価格などを記載)
市内の家屋の納税者	家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載)

縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人、委任状のある人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

■固定資産税課税台帳の閲覧

期 間 4月1日(月)〜

平成25年1月1日現在で所有する資産の課税内容を確認することができます。

閲覧できる人	対象固定資産
①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人	納税義務のある固定資産の全部
②借地・借家人など	使用または収益の対象となる固定資産の部分
③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人(破産管財人など)	該当する固定資産の全部

※②、③の人は賃貸借契約書などの提示をお願いします。また、代理人の場合は委任状が必要です。

◇時間はいずれも8:30〜17:15(土・日・祝休日を除く)
※縦覧・閲覧の際には、本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。

※縦覧・閲覧は、駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課で行えます。

平成25年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月8日ごろに発送する予定です。

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421

こころの病気でリハビリ中の人へ ～デイケア(サロン)に参加してみませんか?～

対 象 精神科通院中の人で、人の中に出るのが苦手な人
内 容 レクリエーション、学習会、相談など

下記の3会場で開催していますので気軽に参加してください。また、生活のしづらさや困りごとなどがありましたら随時ご相談ください。

▶**東部地域(鳥取・国府・福部)デイケア**
と き 毎週火曜日 13:30〜15:00
と ころ さわやか会館(富安二丁目)
問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474
国府・福部総合支所市民福祉課(14ページ)

▶**南部地域(河原・用瀬・佐治)デイケア(要予約)**
開催日および会場は直接お問い合わせください。
問 河原・用瀬・佐治総合支所市民福祉課(14ページ)

▶**西部地域(気高・鹿野・青谷)デイケア(要予約)**
開催日および会場は直接お問い合わせください。
問 気高・鹿野・青谷総合支所市民福祉課(14ページ)